

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則	ページ
○ 北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則【総務局人事部人事課】	3
○ 北九州市会計年度任用職員の給料に関する規則【総務局人事部給与課】	22
○ 北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則【総務局人事部給与課】	27
◇ 告 示	
○ 居宅サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】	36
○ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】	37
◇ 公 告	
○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】	38

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条の規定に基づき、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休憩時間、週休日、休日及び休暇について、必要な事項を定めることにしました。

この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市会計年度任用職員の給料に関する規則

北九州市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定するフルタイムで勤務する会計年度任用職員の給料について必要な事項を定めることにしました。

この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴い、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定するパートタイムで勤務する会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当について定めることにしました。

この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。

北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則をここに公布する。

令和元年12月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第37号

北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和38年北九州市条例第20号。第24条第1項第1号において「条例」という。）第11条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この条並びに次条第1項及び第2項において「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び法第22条の3第1項その他の法令の規定により臨時的に任用された職員（以下「会計年度任用職員等」という。）の勤務時間、休憩時間、週休日、休日及び休暇について、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分に満たない範囲内において、市長が別に定める。

2 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）及び法第22条の3第1項その他の法令の規定により臨時的に任用された職員（以下「臨時的任用職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分とする。

3 第1項の規定にかかわらず、特別の勤務に従事する第1号会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内において、市長が別に定めることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、特別の勤務に従事する第2号会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超えない範囲内において、市長が別に定めることができる。

(休憩時間)

第3条 休憩時間は、勤務を要しない時間とし、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては45分以上、8時間を超える場合においては1時間以上

の休憩時間を所定の勤務時間の途中に置かなければならない。

2 第1号会計年度任用職員の休憩時間は、市長が別に定める。

3 第2号会計年度任用職員及び臨時的任用職員の休憩時間は、正午から午後1時まで（子の養育又は要介護者（次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をする第2号会計年度任用職員及び臨時的任用職員で市長が特別の配慮を必要とすると認めるもの（第5条第2項において「育児介護職員」という。）にあっては、午後0時15分から午後1時まで）とする。

（1） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

（2） 2親等以内の親族

（3） 会計年度任用職員等又は配偶者と事実上父母と同様の関係にある者で会計年度任用職員等と同居しているもの

（4） 会計年度任用職員等と事実上子と同様の関係にある者で会計年度任用職員等と同居しているもの

（週休日）

第4条 第1号会計年度任用職員の週休日は、1週間について1日以上割合で市長が別に定める。

2 第2号会計年度任用職員及び臨時的任用職員の週休日は、日曜日及び土曜日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、特別の勤務に従事する会計年度任用職員等については、市長が4週間を通じ4日以上割合で週休日を定めることができる。

（勤務時間の割振り）

第5条 第2条第1項、第3項及び第4項に規定する勤務時間の割振りは、市長が別に定める。

2 第2条第2項に規定する勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの5日間（前条第3項の規定の適用を受ける会計年度任用職員等にあっては、市長が別に定める日）において、午前8時30分から午後5時15分まで（育児介護職員にあっては、午前8時30分から午後5時までとし、それぞれ第3条第3項に規定する休憩時間を含む。）とする。

（勤務時間の割振り及び休憩時間の特例）

第6条 第2号会計年度任用職員及び臨時的任用職員について、職務の性質又は恒常的な職務遂行上の特別の必要により、第3条第3項及び前条第2項の規定により難いときは、市長は勤務時間の割振り及び休憩時間について別段

の定めをすることができる。

- 2 市長は、臨時的な職務遂行上の特別の必要があるときは、第3条及び前条に規定する勤務時間の割振り及び休憩時間並びに前項の規定による勤務時間の割振り及び休憩時間を変更することができる。

(育児時間)

第7条 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員等は、あらかじめ市長に申し出て、休憩時間のほか、1日について2回(第1号会計年度任用職員のうち1日の勤務時間が4時間以下である日が割り振られている者にあつては、当該日について1回)、1回について30分の育児時間を受けることができる。ただし、配偶者が同一の日において育児時間(これに相当するものを含む。)を受ける場合の当該会計年度任用職員等の育児時間は、市長が別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、男性の会計年度任用職員等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、育児時間を受けることができない。

- (1) 男性の会計年度任用職員等が育児時間を受けようとする時間に、配偶者が育児時間(これに相当するものを含む。)を受けている場合

- (2) 配偶者が、出産を理由とする特別休暇(これに相当するものを含む。)を受け、かつ、生後1年に達しない子を育てることができると市長が認める場合

- (3) 前2号に定めるもののほか、男性の会計年度任用職員等が育児時間を受けようとする時間において、配偶者が生後1年に達しない子を育てることができると市長が認める場合

(休日)

第8条 会計年度任用職員等の休日は、次に定める日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(当該休日が第4条第1項又は第3項に規定する週休日と重複するときは、市長が定める日)

- (2) 1月1日(日曜日に当たる場合に限る。)、同月2日(月曜日に当たる場合を除く。)、同月3日、12月29日、同月30日及び同月31日

- 2 休日と週休日とが重複するときは、その日は、週休日とする。

(時間外勤務及び休日勤務)

第9条 公務のため、臨時に必要なときは、市長は、会計年度任用職員等に対し、正規の勤務時間を超えて勤務すること若しくは週休日に勤務することを命じ、又は休日に勤務することを命ずることができる。

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第10条 市長は、会計年度任用職員等に時間外勤務(前条の規定により命ぜられて、正規の勤務時間を超えて勤務すること及び週休日に勤務することをいう。以下この条において同じ。)を命ずる場合には、次の各号に掲げる会計年度任用職員等の区分に応じ、当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する会計年度任用職員等 次
に掲げる会計年度任用職員等の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び
月数(アにあっては、時間)

ア イに掲げる会計年度任用職員等以外の会計年度任用職員等 次の(ア)
及び(イ)に定める時間

(ア) 1箇月(月の初日から末日までの期間をいう。以下この項にお
いて同じ。)において時間外勤務を命ずる時間について45時間

(イ) 1年(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下
この条において同じ。)において時間外勤務を命ずる時間について3
60時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定
する部署となった会計年度任用職員等 次の(ア)及び(イ)に定める
時間及び月数

(ア) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

(イ) ア及び次号(イを除く。)に規定する時間及び月数並びに会計
年度任用職員等の健康及び福祉を考慮して、市長が定める期間におい
て市長が定める時間及び月数

(2) 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する
事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署として
市長が指定するものに勤務する会計年度任用職員等 次のアからエまでに
定める時間及び月数

ア 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月
、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時
間外勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月
数について6箇月

2 市長が、特例業務(時間外勤務を命じなければ公務の運営に重大な支障を

来すおそれがあり、かつ、緊急に処理することを要するものと市長が認めるものをいう。以下この項において同じ。)に従事する会計年度任用職員等に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。市長が定める期間において特例業務に従事していた会計年度任用職員等に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として市長が定める場合も、同様とする。

3 市長は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて会計年度任用職員等に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該会計年度任用職員等の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、会計年度任用職員等に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、市長が定める。

(宿日直勤務)

第11条 市長は、公務のために必要がある場合には、会計年度任用職員等に正規の勤務時間以外の時間又は休日において、本来の勤務に従事しないで行う宿直勤務又は日直勤務を命ずることができる。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員等の時間外勤務等の制限)

第12条 市長は、3歳に満たない子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員等が当該会計年度任用職員等との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該会計年度任用職員等が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員等に委託されている児童及び同条第1号に規定する養育里親である会計年度任用職員等(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない会計年度任用職員等に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下この項及び次条第1項において同じ。)のある会計年度任用職員等が、当該子を養育するために、一の期間について、その初日及び期間(1年又は1年に満たない

月を単位とする期間に限る。次項において同じ。)を明らかにして、当該初日の前日までに、第9条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下この項及び次項において同じ。)の制限について請求した場合には、当該請求をした会計年度任用職員等の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、同条に規定する勤務をさせてはならない。

- 2 市長は、要介護者を介護する会計年度任用職員等が、当該要介護者を介護するために、一の期間について、その初日及び期間を明らかにして、当該初日の前日までに、第9条に規定する勤務の制限について請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、同条に規定する勤務をさせてはならない。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員等の深夜勤務の制限)

第13条 市長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある会計年度任用職員等(会計年度任用職員等の配偶者で当該子の親であるものが、次の各号のいずれにも該当する場合における当該会計年度任用職員等を除く。)が、当該子を養育するために、一の期間(1月以上6月以内の期間に限る。)について、その初日及び末日とする日を明らかにして、当該初日の1月前までに深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。)における勤務の制限について請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- (1) 深夜において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

- 2 会計年度任用職員等は、前項に規定する請求をする場合には、配偶者が同項各号に定める者に該当しないこと等を明らかにする書類を提出しなければならない。

- 3 市長は、要介護者を介護する会計年度任用職員等が、当該要介護者を介護するために、一の期間(1月以上6月以内の期間に限る。)について、その初日及び末日とする日を明らかにして、当該初日の1月前までに深夜における勤務の制限について請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

(週休日の振替及び休日の代休)

第14条 市長は、会計年度任用職員等に対し週休日に特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（次項において「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下「週休日の振替」という。次項において同じ。）ができる。

2 市長は、前項の規定により週休日の振替を行う場合においては、当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日について行わなければならない。ただし、週休日の振替を行った後において、週休日が4週間を通じ4日以上となるようにしなければならない。

3 市長は、会計年度任用職員等に対し休日に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日として、当該休日後の勤務時間が割り振られた日（休日を除く。）を指定することができる。

4 市長は、前項の規定により代休日（休日に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合において、当該休日に代わる日として指定された日をいう。以下この項において同じ。）を指定する場合においては、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた日（休日を除く。）について行わなければならない。ただし、会計年度任用職員等があらかじめ代休日の指定を希望しない旨を申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

（適用除外）

第15条 断続的勤務等に従事する会計年度任用職員等については、第2条から第6条まで及び第8条の規定は適用しない。

（休暇の種類）

第16条 会計年度任用職員等の休暇は、有給休暇及び無給休暇とする。

2 有給休暇は、年次休暇及び特別休暇（別表第3の有給又は無給の別の欄中有給とされているものに限る。）とする。

3 無給休暇は、特別休暇（別表第3の有給又は無給の別の欄中無給とされているものに限る。）、病気休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（年次休暇）

第17条 年次休暇は、休暇年度（4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。以下同じ。）に、会計年度任用職員等のうち、1週間当たりの勤務日

数が5日以上である者、1週間当たりの勤務時間が休憩時間を除き30時間以上である者又は勤務日数が週以外の期間によって定められている者で任期内の勤務日数が217日以上のものについては別表第1、これらの者以外の会計年度任用職員等については別表第2に定めるところにより、それぞれの表に定める日数を与える。

- 2 年次休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の年次休暇は、休憩時間の開始時刻で区分し、2回をもって1日の年次休暇とする。
- 3 前項の規定の適用に当たっては、半日単位の年次休暇の取得については、1日の勤務時間が5時間以上の場合に限るものとする。
- 4 1時間単位の年次休暇は、休暇年度に5日の範囲内で使用できるものとする。
- 5 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる会計年度任用職員等の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。
 - (1) 第1号会計年度任用職員 1日の勤務時間数（1時間未満の端数がある場合は、これを切り上げて得た時間数。1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない者については、市長が別に定める時間数）
 - (2) 第2号会計年度任用職員及び臨時的任用職員 8時間（1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない者については、市長が別に定める時間数）
- 6 第5条第1項の規定により勤務時間の割振りがなされている場合及び第6条第1項の規定により勤務時間の割振り又は休憩時間について別段の定めがなされている場合で、第2項及び第3項の規定により難いときは、年次休暇の区分又は単位については、第2項及び第3項の規定にかかわらず、第2項及び第3項に規定する年次休暇の区分又は単位との均衡を考慮して市長が別に定める。
- 7 年次休暇は、会計年度任用職員等の請求する時季に与えるものとする。ただし、市長は業務に支障があると認めるときは、他の時季に与えることができる。
- 8 週休日又は休日（以下「休業日」という。）をはさんで年次休暇を使用した場合は、当該休業日は、年次休暇として取り扱わない。
- 9 年次休暇のうち、その休暇年度内に使用しなかった日数があるときであって、かつ、翌年度も引き続き会計年度任用職員等として在職するときは、当該年次休暇を付与された日から起算して2年を経過する日までの期間内に限

り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第18条 特別休暇は、会計年度任用職員等に特別の理由があるときに受けることができ、その基準は、別表第3のとおりとする。

(病気休暇)

第19条 病気休暇は、会計年度任用職員等に病気があるときに受けることができ、その基準は、別表第4のとおりとする。

(介護休暇)

第20条 介護休暇は、次の各号のいずれかに該当する会計年度任用職員等が要介護者を介護する必要がある場合であって、勤務しないことが相当であると認められるときに受けることができる。

(1) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項の被保険者である会計年度任用職員等

(2) 北九州市職員退職手当支給条例(昭和38年北九州市条例第25号)の規定により退職手当の支給を受ける第2号会計年度任用職員又は臨時的任用職員

2 介護休暇の期間は、第3条第3項各号に掲げる者が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の介護休暇は休憩時間の開始時間で区分し、1時間単位の介護休暇は1日を通じて4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする次条に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内とする。

4 第2項に規定する介護休暇の日数の算定に当たっては、半日又は1時間を単位とする介護休暇を受けた日は、1日とする。

5 第17条第3項及び第6項の規定は、介護休暇に準用する。

(介護時間)

第21条 介護時間は、前条第1項各号に掲げる者が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該期間内に当該要介護者に係る前条第2項に定める必要と認められる期間がある場合には、当該期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるときに受けることができる。

2 介護時間の期間は、前項に規定する期間内において1日につき前項に規定

する者について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。

3 介護時間の単位は、30分とする。

4 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（年次休暇の手続）

第22条 年次休暇を受けようとする会計年度任用職員等は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 会計年度任用職員等は、病気その他やむを得ない理由により、前項の規定によることができなかつた場合には、その勤務しなかつた日から休業日を除き、遅くとも3日以内に、その理由を付して市長に届け出なければならない。ただし、市長が、この期間内に届け出ることができない正当な理由があつたと認める場合には、この限りでない。

（特別休暇等の手続）

第23条 特別休暇、病気休暇、介護休暇及び介護時間を受けようとする会計年度任用職員等は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 会計年度任用職員等は、特別休暇及び病気休暇については、病気その他やむを得ない理由により、前項の規定によることができなかつた場合には、その勤務しなかつた日から休業日を除き、遅くとも3日以内に、その理由を付して市長の承認を受けなければならない。ただし、市長は、この期間内に承認を受けることができない正当な理由があつたと認める場合には、その期間後においても承認することができる。

3 会計年度任用職員等が病気休暇の承認を受けようとするときは、医師の診断書を提出しなければならない。ただし、引き続く3日（当該承認に係る病気休暇の理由がインフルエンザの場合は、6日）以内（当該期間内に休業日がある場合は、当該休業日を含む。）の病気休暇の承認を受けようとする場合において、当該病気休暇の初日又はその前日に医師の診察等を受けたことが確認できる書類（当該病気休暇の初日又はその前日に医師の診察等を受けなかつたことがやむを得ないと市長が認めたときは、当該病気休暇の初日の翌日に医師の診察等を受けたことが確認できる書類）を提出したときは、この限りでない。

4 第1項の規定により介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする会計年

度任用職員等は、あらかじめ介護休暇又は介護時間を受けようとする期間（次項において「付与期間」という。）について、市長の承認を受けなければならない。

- 5 会計年度任用職員等が前項の規定により付与期間の承認を受けようとするときは、医師の診断書その他の証明書類（以下この項において「診断書等」という。）を提出しなければならない。ただし、付与期間の承認を受けた会計年度任用職員等が当該付与期間に引き続く付与期間の承認を受けようとする場合において、当初の付与期間の承認を受けた際に提出した診断書等の内容に変更がないと市長が認めたときは、この限りでない。

（補則）

第24条 次の各号のいずれかに該当する者が引き続きこの規則の適用を受ける会計年度任用職員等となった場合における当該会計年度任用職員等（以下この条において「規則適用異動職員」という。）に対し異動日（規則適用異動職員がこの規則の適用を受ける日をいう。以下この条において同じ。）から異動日の属する休暇年度の末日までに与える年次休暇の日数は、第17条第1項の規定にかかわらず、規則適用異動職員が異動日の前日までに適用を受けていた勤務時間、休日、休暇等に関する条例、規則、規程その他任命権者が定めるもの（以下この条において「従前の条例等」という。）により使用できるとされた年次休暇の日数から異動日の前日までに既に使用した年次休暇の日数を差し引いた日数とする。ただし、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数の変更により、これにより難いと認める場合は、市長が別に定める。

（1） 条例の適用を受ける職員（この規則の適用を受ける職員を除く。）

（2） 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成28年北九州市条例第60号）の適用を受ける教職員

（3） 北九州市に勤務する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員

- 2 異動日の前日までに、従前の条例等により規則適用異動職員又はこの規則の適用を受ける会計年度任用職員等が再度の任用又は異なる会計年度任用の職若しくは臨時的任用の職への任用（以下「再度の任用等」という。）により引き続きこの規則の適用を受ける会計年度任用職員等となった場合における当該会計年度任用職員等に与えられた特別休暇、病気休暇、介護休暇及び介護時間に相当する休暇は、この規則の規定により与えられたものとみなす。

第25条 会計年度任用職員等について、その職務の特殊性又は国及び他の地方公共団体等の要請により、勤務条件について別段の取扱いをする必要がある場合において、この規則の規定により難い会計年度任用職員等の勤務時間、休憩時間、週休日、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第24条第2項の規定は、この規則の施行の日の前日において北九州市の特別職の職員又は臨時的任用職員であった者が、この規則の施行の日以後引き続きこの規則の適用を受ける会計年度任用職員等となった場合について準用する。

別表第1 (第17条関係)

年次休暇付与日数

在職期間	年次休暇の日数
初年度	10日
2年度	11日
3年度	12日
4年度	14日
5年度	16日
6年度	18日
7年度以上	20日

備考

- (1) 年次休暇は、会計年度任用職員等の任期が6箇月以上の者に対し任用当初に付与する。ただし、再度の任用等により労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第1項に規定する継続勤務に該当する場合において、再度の任用等前の任用時（同じ年度内の任用に限る。）に年次休暇を付与されている者については、市長が別に定める。
- (2) 会計年度任用職員等の任期が6箇月に満たない者は、更新により任期が6箇月以上となる場合又は再度の任用等により再度の任用等前の任期と通算すると任期が6箇月以上となる場合は、前号本文の規定にかかわらず、更新又は再度の任用等の当初に年次休暇を付与する。ただし、再度の任用等により、その任期が6箇月以上となる場合に

において、再度の任用等前の任期において年次休暇を付与されていたときは、この限りでない。

(3) 在職期間における2年度以降の算定は、会計年度任用職員等の在職が再度の任用等により労働基準法第39条第1項に規定する継続勤務に該当する場合において、当該会計年度任用職員等に初めて年次休暇が付与された休暇年度を初年度として算定する。

(4) この表の規定にかかわらず、この表の規定による年次休暇の日数が労働基準法第39条第1項から第3項までの規定による有給休暇の日数に満たないときは、年次休暇の日数は、同条第1項から第3項までの規定による日数とする。

別表第2（第17条関係）

年次休暇付与日数

1週間 当たり の勤務 日数	任期内の勤務 日数	在職期間						
		初年 度	2年 度	3年 度	4年 度	5年 度	6年 度	7年 度以 上
4日	169日以上 216日以下	7日	8日	9日	10 日	12 日	13 日	15 日
3日	121日以上 168日以下	5日	6日	6日	8日	9日	10 日	11 日
2日	73日以上1 20日以下	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日以上7 2日以下	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

備考 この表を適用するに当たっては、別表第1の備考第1号から第4号までの規定を準用する。

別表第3（第16条、第18条関係）

特別休暇の基準

理由	有給又は無給 の別	期間又は日数	備考
1 公民権 の行使	有給	必要と認めら れる期間	選挙権その他公民としての権利を 行使する場合に与えられるものと する。

2 証人等としての官公署への出頭	有給	必要と認められる期間	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として裁判所、国会、地方公共団体の議会、人事委員会その他の官公署に出頭する場合に与えられるものとする。
3 骨髄移植のための骨髄の提供等	無給	必要と認められる期間	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対しての登録の申出に伴い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者への骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供に伴う必要な検査、入院等をする場合に与えられるものとする。
4 職員の出産	無給	医師又は助産師の証明に基づき、出産の予定日以前6週間目（多胎妊娠の場合にあっては、14週間目）に当たる日から出産後8週間目に当たる日までの期間においてあらかじめ必要と認められる期間	<p>(1) 出産の日が予定日よりも著しく遅れた場合は、速やかにその旨を届け出なければならない。</p> <p>(2) 出産は、妊娠満12週以後の分べんをいい、生産であると死産であるとを問わない。</p> <p>(3) 出産の当日は、産前の期間内に含めるものとする。</p>
5 子等の看護又は	有給（この項	子の場合にあっては休暇年	(1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ

<p>行事への参加</p>	<p>の備考 の欄第 4号に 該当す る場合 は、無 給)</p>	<p>度に5日（子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内において必要と認められる日数、孫の場合にあっては休暇年度に3日を超えない範囲内において必要と認められる日数</p>	<p>る子（配偶者の子及び第12条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この号及び第4号において同じ。）を養育する会計年度任用職員等又は12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫（子の子をいう。以下この号において同じ。）を有する会計年度任用職員等が、その子若しくはその孫（以下この号において「その子等」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子等の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子等の世話を行うことをいう。）又はその子等が在籍する幼稚園、保育所、小学校等が実施する行事への参加のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の休暇は休憩時間の開始時刻で区分し、2回をもって1日の休暇とする。</p> <p>(3) 第17条第3項、第5項、第6項及び第8項の規定は、この休暇に準用する。</p> <p>(4) 子に係る休暇の場合は、3日を超える日数の当該超える日数は無給とする。</p>
---------------	---	--	--

6 短期介護	有給（この項の備考の欄第4号に該当する場合は、無給）	休暇年度に5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内において必要と認められる日数	<p>(1) 要介護者の介護その他の市長が定める世話をを行う会計年度任用職員等が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の休暇は休憩時間の開始時刻で区分し、2回をもって1日の休暇とする。</p> <p>(3) 第17条第3項、第5項、第6項及び第8項の規定は、この休暇に準用する。</p> <p>(4) 3日を超える日数の当該超える日数は無給とする。</p>
7 女性職員の生理	無給	必要と認められる日数	生理日の就業が著しく困難な女性の会計年度任用職員等に与えられるものとする。
8 忌引	有給	任期が6箇月以上の会計年度任用職員等にあっては付表第1、任期が6箇月未満の会計年度任用職員等にあっては付表第2に定める日数を超えない範囲内において必要と認められる日数	

9 現住居の滅失又は損壊	有給	7日を超えない範囲内において必要と認められる期間	地震、水害、火災その他の非常災害により会計年度任用職員等の現住居が滅失し、又は損壊した場合に与えられるものとする。
10 交通遮断	有給	必要と認められる期間	次の各号のいずれかの理由により、出勤することが著しく困難であると認められる場合に与えられるものとする。 (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による交通の制限又は遮断 (2) 地震、水害、火災その他の非常災害による交通の遮断 (3) 前2号に掲げるもののほか、交通機関の事故その他の不可抗力の事故の発生による交通の遮断
11 退勤途上の危険回避	有給	必要と認められる期間	地震、水害、火災その他の非常災害により会計年度任用職員等が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられるものとする。
12 夏季における健康保持	有給	休暇年度の6月1日から9月30日までの間（以下「対象期間中」という。）に継続して1月以上2月未満	(1) 夏季における健康保持のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。 (2) 1週間当たりの勤務日数が5日以上又は1週間当たりの勤務時間が、休憩時間を除き、30時間以上の会計年度任用職

	任用されている会計年度任用職員等にあつては2日、対象期間中に継続して2月以上任用されている者にあつては4日	員等に与えられるものとする。 (3) 休暇は、1日又は半日単位とし、半日単位の休暇は休憩時間の開始時刻で区分し、2回をもって1日の休暇とする。 (4) 第17条第3項、第5項、第6項及び第8項の規定は、この休暇に準用する。
--	---	---

別表第3の付表第1

死亡した者		忌引日数
配偶者		7日
血族	1 親等の直系尊属（父母）	7日
	1 親等の直系卑属（子）	5日
	2 親等の直系尊属（祖父母）	3日
	2 親等の直系卑属（孫）	1日
	2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日
	3 親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日
姻族	1 親等の直系尊属	3日
	1 親等の直系卑属	1日
	2 親等の直系尊属	1日
	2 親等の傍系者	1日
	3 親等の傍系尊属	1日

備考

- (1) 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
(2) いわゆる代襲相続の場合において、祭具等の継承を受けた者は、1親等の直系血族に準ずる。

別表第3の付表第2

死亡した者		忌引日数
配偶者		2日
血族	1 親等の直系尊属（父母）	2日
	1 親等の直系卑属（子）	2日
姻族	1 親等の直系尊属	2日

備考 姻族の1親等の直系尊属は、当該会計年度任用職員等と生計を一に

していた場合に限る。

別表第4（第19条関係）

病気休暇の基準

理由	期間
公務以外の負傷又は疾病（予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合も含む。）	<p>医師の証明書等に基づき最少限度必要と認める期間。ただし、6箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員等（再度の任用等により再度の任用等前の任期と通算すると任期が6箇月以上となるものを含む。）であって、1休暇年度につき次の各号のいずれかに該当するものは10日、次の各号のいずれにも該当しないものは付表に定める期間を超えることはできない。</p> <p>(1) 1週間当たりの勤務日数が5日以上の方</p> <p>(2) 1週間当たりの勤務時間が、休憩時間を除き、30時間以上の者</p> <p>(3) 勤務日数が週以外の期間によって定められている方で、任期内の勤務日数が217日以上のも</p>

別表第4の付表

1週間当たりの勤務日数	任期内の勤務日数	期間の上限
4日	169日から216日まで	7日
3日	121日から168日まで	5日
2日	73日から120日まで	3日
1日	48日から72日まで	1日

北九州市会計年度任用職員の給料に関する規則をここに公布する。

令和元年12月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第38号

北九州市会計年度任用職員の給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号。以下「条例」という。）第27条第1項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給料について必要な事項を定めるものとする。

(給料基準表等)

第2条 会計年度任用職員の給料の月額は、給料基準表（別表第1）及び経験年数換算表（別表第2）を適用して決定するものとする。

2 前項の規定により給料基準表を適用するに当たって、会計年度任用職員に適用されるべき同表の第1欄に掲げる職種は、当該会計年度任用職員が次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める職種とする。

- (1) 次号から第4号までに掲げる者以外の者 行政職相当職
- (2) 給料表の適用範囲に関する規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第9号。以下この項において「規則」という。）第6条に規定する者及び市長の定めるこれに準ずる者 研究職相当職
- (3) 規則第8条に規定する者及び市長の定めるこれに準ずる者 医療職
(2) 相当職
- (4) 規則第9条に規定する者及び市長の定めるこれに準ずる者 医療職
(3) 相当職

3 第1項の規定により給料基準表を適用するに当たって、会計年度任用職員に適用されるべき同表の第2欄に掲げる区分は、当該会計年度任用職員の占める職が次の各号に掲げる職のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める区分とする。ただし、前項第2号に定める職種にあっては、第5号は適用しない。

- (1) 特定の専門的な知識経験を活用して困難な業務に従事することが求められる職のうち人材の確保が困難な職 A
- (2) 特定の専門的な知識経験を活用して業務に従事することが求められる職のうち人材の確保が困難な職 B

(3) 特定の専門的な知識経験を活用して困難な業務に従事することが求められる職（第1号に掲げる職を除く。） C

(4) 特定の専門的な知識経験を活用して業務に従事することが求められる職（第2号に掲げる職を除く。） D

(5) 前各号に掲げる職以外の職 E

4 給料基準表の第4欄に掲げる基礎とする職務の級及び号給、同表の第5欄に掲げる上限とする職務の級及び号給及び次条第2項に定める号給は、次の各号に掲げる職種のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める職務の級及び号給とする。

(1) 行政職相当職 条例第5条第1項第1号に掲げる行政職給料表の職務の級及び号給

(2) 研究職相当職 条例第5条第1項第4号に掲げる研究職給料表の職務の級及び号給

(3) 医療職(2)相当職 条例第5条第1項第5号イに掲げる医療職給料表(2)の職務の級及び号給

(4) 医療職(3)相当職 条例第5条第1項第5号ウに掲げる医療職給料表(3)の職務の級及び号給

(給料の月額決定)

第3条 新たに会計年度任用職員となる者の給料の月額は、前条第1項から第3項までの規定により当該会計年度任用職員に適用される給料基準表の第1欄に掲げる職種及び同表の第2欄に掲げる区分に応じ、当該職種及び区分に対応する同表の第4欄に掲げる基礎とする職務の級及び号給の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める経験年数（会計年度任用職員が会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数（この規則においてその年数に換算された年数を含む。）をいう。以下この項において同じ。）を有する会計年度任用職員については、その者の受けるべき同項の規定による基礎とする職務の級及び号給の号数に次の各号に定める経験年数の月数を18月（次の各号に掲げる会計年度任用職員の当該各号に定める経験年数のうち5年までの年数の月数については12月、5年を超えて10年までの年数の月数については15月）で除して得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数（その者の職種及び区分に対応する上限とする職務の級及び号給の号数の数を超えるときは、当該上限とする職務の級及び号給の号数の数）を号数とする号給の額をもって、その者の給料の月額として受けるべき号給の額とすることができる。

(1) 職種が行政職相当職、医療職(2)相当職又は医療職(3)相当職

でその区分がD又はEである会計年度任用職員については、その者が18歳に達した日後の最初の4月1日以降の経験年数

(2) 職種が医療職(3)相当職でその区分が前号に規定する区分以外の会計年度任用職員については、その者が21歳に達した日後の最初の4月1日以降の経験年数

(3) 職種が行政職相当職又は医療職(2)相当職でその区分が第1号に規定する区分以外の会計年度任用職員及び職種が研究職相当職の会計年度任用職員については、その者が22歳に達した日後の最初の4月1日以降の経験年数

3 前項の規定の適用については、会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数以外の年数(経験年数換算表の第1欄に掲げる経歴に限る。)を同表の定めるところにより経験年数として換算することができる。

4 新たに会計年度任用職員となる者の給料の月額決定について特別の事情があると認めるときは、前3項の規定にかかわらず、その者の給料の月額を決定することができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、別に総務局長が定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第2条、第3条関係)

給料基準表

職種	区分	給料表の種類	基礎とする職務の級及び号給	上限とする職務の級及び号給
行政職相当職	A	行政職給料表	1級23号給	1級105号給
	B		1級23号給	1級63号給
	C		1級23号給	1級43号給
	D		1級1号給	1級23号給
	E		1級1号給	1級3号給
研究職相当職	A	研究職給料表	1級3号給	1級117号給
	B		1級3号給	1級43号給
	C		1級3号給	1級23号給
	D		1級1号給	1級3号給
医療職(2)相当職	A	医療職給料表(2)	1級23号給	1級97号給
	B		1級23号給	1級63号給

	C		1 級 2 3 号 給	1 級 4 3 号 給
	D		1 級 1 号 給	1 級 2 3 号 給
	E		1 級 1 号 給	1 級 3 号 給
医療職（3）相当職	A	医療職給料表（3）	2 級 7 号 給	2 級 1 5 3 号 給
	B		2 級 7 号 給	2 級 5 1 号 給
	C		2 級 7 号 給	2 級 3 1 号 給
	D		1 級 1 号 給	1 級 2 3 号 給
	E		1 級 1 号 給	1 級 3 号 給

別表第 2（第 2 条、第 3 条関係）

経験年数換算表

経歴の種類	1 週間当たりの勤務時間	換算率	備考
国家公務員、地方公務員、旧公共企業体職員、政府関係機関職員又は外国政府職員（以下「国家公務員等」という。）としての在職期間	3 0 時間以上	1 0 割	
	2 0 時間以上 3 0 時間未満	7 割 5 分	
	2 0 時間未満	5 割	
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	3 0 時間以上	8 割	
	2 0 時間以上 3 0 時間未満	6 割	
	2 0 時間未満	4 割	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		1 0 割	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする。

備考 免許若しくは資格（以下「免許等」という。）又は特定の業務の経験を必要とする職については、当該免許等を用いて勤務した在職期間又は当該特定の業務を行った民間における企業体、団体等の職員としての在職期間について、国家公務員等としての在職期間に係る換算率を適用することができる。

北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則をここに公布する。

令和元年12月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第39号

北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和38年北九州市条例第73号。以下「条例」という。)第3条第1項、第5条第2項、第7条第3項及び第4項並びに第8条第1項及び第2項の規定に基づき、条例第1条に規定する第1号会計年度任用職員のうち、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員以外の者(以下「職員」という。)の報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 職員の受ける報酬は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

2 職員の報酬を条例第5条第1項各号に掲げる報酬のうちいずれの報酬とするかは、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める報酬とする。

(1) 北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和元年北九州市規則第37号。以下「勤務時間規則」という。)第2条第3項に規定する特別の勤務に従事する職員のうち、時間額で定める報酬を支給する特別な理由があると認められる職員 時間額で定める報酬

(2) 任用期間が1箇月に満たない職員又は1週間当たりの勤務日数が定まっていない職員(これらの職員のうち前号に掲げる職員を除く。) 日額で定める報酬

(3) 任用期間が1箇月以上であり、かつ、1週間当たりの勤務日数が定まっている職員(第1号に掲げる職員を除く。) 月額で定める報酬

3 前項各号に定める報酬の額は、月の初日からその月の末日までの期間の分の次条の規定により算定された北九州市職員の給与に関する条例(昭和38年北九州市条例第24号。以下「給与条例」という。)第27条第1項に規

定する給料に相当する報酬（以下「給料相当報酬」という。）の額に第4条から第11条までの規定により算定された報酬の額を市長が別に定めるところにより加えた額とする。

（給料相当報酬）

第3条 職員には、勤務時間規則第2条第1項又は第3項及び第5条第1項に規定する勤務時間（第6条第1項、第7条第2項及び第8条において「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する給料相当報酬を支給する。

2 給料相当報酬の額は、次の各号に掲げる給料相当報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 時間額で定める給料相当報酬 北九州市会計年度任用職員の給料に関する規則（令和元年北九州市規則第38号）第3条の規定の例による給料の月額（以下この項及び次条第2項第1号において「給料月額」という。）に12を乗じ、その額を52に38.75を乗じて得た数で除して得た額

（2） 日額で定める給料相当報酬 給料月額に12を乗じ、その額を52に38.75を乗じて得た数で除して得た額に勤務時間規則第2条第1項又は第3項及び第5条第1項の規定により定められたその職員の1日当たりの勤務時間を乗じて得た額

（3） 月額で定める給料相当報酬 給料月額を38.75で除して得た額に勤務時間規則第2条第1項又は第3項の規定により定められたその職員の1週間当たりの勤務時間を乗じて得た額

（地域手当相当報酬）

第4条 職員には、給与条例第14条第1項に規定する地域手当に相当する報酬（次項及び第13条第1項において「地域手当相当報酬」という。）を支給する。

2 地域手当相当報酬の額は、次の各号に掲げる地域手当相当報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 時間額で定める地域手当相当報酬 給料月額に市長が別に定めるところにより給与条例第14条第2項又は第3項第1号若しくは第3号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。以下この項において「地域手当の月額」という。）に12を乗じ、その額を52に38.75を乗じて得た数で除して得た額

（2） 日額で定める地域手当相当報酬 地域手当の月額に12を乗じ、その額を52に38.75を乗じて得た数で除して得た額に勤務時間規則第2条第1項又は第3項及び第5条第1項の規定により定められたその職員

の1日当たりの勤務時間を乗じて得た額

- (3) 月額で定める地域手当相当報酬 地域手当の月額を38.75で除して得た額に勤務時間規則第2条第1項又は第3項の規定により定められたその職員の1週間当たりの勤務時間を乗じて得た額
(特殊勤務手当相当報酬)

第5条 特殊な勤務に従事し、その勤務に対する報酬について特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料相当報酬で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて給与条例第16条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬（次項並びに第9条第1項第2号及び第3号において「特殊勤務手当相当報酬」という。）を支給する。

- 2 特殊勤務手当相当報酬の種類、支給を受ける職員の範囲及びその額は、北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和41年北九州市条例第43号）の規定の例による。

(時間外勤務手当相当報酬)

第6条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（休憩時間を除いた実働時間（監視又は断続的労働に従事する職員については、勤務することを命ぜられた時間）をいう。）に対して、勤務1時間につき、給与条例第18条の規定の適用を受ける給与条例第8条の3に規定する再任用短時間勤務職員の例により、給与条例第18条に規定する時間外勤務手当に相当する報酬（次項において「時間外勤務手当相当報酬」という。）を支給する。

- 2 職員が週休日（勤務時間規則第4条第1項又は第3項に規定する週休日をいう。）と重なる休日において勤務することを命ぜられた場合には、その勤務した時間に対しては、時間外勤務手当相当報酬を支給し、次条第2項に規定する休日勤務手当に相当する報酬は支給しない。

- 3 前項及び次条第2項において「休日」とは、勤務時間規則第8条第1項に規定する休日（勤務時間規則第14条第3項の規定により当該休日に代わる日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる日）をいう。

(休日勤務手当相当報酬)

第7条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても、正規の報酬を支給する。

- 2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間（休憩時間を除いた実働時間をいう。）

に対して、勤務1時間につき、給与条例第19条第2項の規定の例により、同項に規定する休日勤務手当に相当する報酬を支給する。ただし、監視又は断続的労働に従事する職員に対しては支給しない。

(夜間勤務手当相当報酬)

第8条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間の勤務した全時間(休憩時間を除いた実働時間(監視又は断続的労働に従事する職員については、勤務することを命ぜられた時間から仮眠時間を除いた時間)をいう。)に対して、勤務1時間につき、給与条例第20条の規定の例により、同条に規定する夜間勤務手当に相当する報酬を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額に相当する額の算出)

第9条 前3条の規定により、それぞれ給与条例第18条の規定の適用を受ける給与条例第8条の3に規定する再任用短時間勤務職員の例又は給与条例第19条第2項若しくは第20条の規定の例による場合における勤務1時間当たりの給与額に相当する額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 時間額で定める給料相当報酬を支給する職員 当該職員に係る第3条第2項第1号に定める額及び第4条第2項第1号に定める額の合計額

(2) 日額で定める給料相当報酬を支給する職員 当該職員に係る第3条第2項第2号に定める額、第4条第2項第2号に定める額及び特殊勤務手当相当報酬のうち別に市長が指定するものの市長が定める額の合計額を勤務時間規則第2条第1項又は第3項及び第5条第1項の規定により定められたその職員の1日当たりの勤務時間で除して得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を1円に切り上げる。)

(3) 月額で定める給料相当報酬を支給する職員 当該職員に係る第3条第2項第3号に定める額、第4条第2項第3号に定める額及び特殊勤務手当相当報酬のうち別に市長が指定するものの市長が定める額の合計額に12を乗じ、その額をその職員の1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を1円に切り上げる。)

2 前項第3号に規定する1週間の勤務時間は、365日から年間の週休日(勤務時間規則第4条第2項に規定する週休日をいう。)の日数及び勤務時間規則第8条第1項各号に規定する休日の日数を差し引いた日数に7.75を乗じて得た数を52で除して得た時間に勤務時間規則第2条第1項又は第3項の規定により定められたその職員の1週間当たりの勤務時間を38.75

で除して得た数を乗じて得た時間とする。

(宿日直手当相当報酬)

第10条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、給与条例第22条第1項に規定する宿日直手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の勤務は、第6条、第7条第2項及び第8条の勤務には含まれないものとする。

3 第1項の報酬の額は、給与条例第22条第1項の規定の例による。

(災害派遣手当相当報酬)

第11条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第31条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため本市に派遣された職員には、給与条例第25条の4の規定の例により、同条第1項に規定する災害派遣手当に相当する報酬を支給する。

(報酬の減額)

第12条 条例第5条第2項本文及びただし書に規定する任命権者が定める場合は、北九州市職員の給与に関する条例施行規則(昭和41年北九州市人事委員会規則第8号)第11条第1号に掲げる場合とする。

2 条例第5条第2項に規定する任命権者が定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 時間額で定める給料相当報酬を支給する職員 当該職員に係る第9条第1項第1号に定める額

(2) 日額で定める給料相当報酬を支給する職員 当該職員に係る第3条第2項第2号に定める額及び第4条第2項第2号に定める額の合計額を勤務時間規則第2条第1項又は第3項及び第5条第1項の規定により定められたその職員の1日当たりの勤務時間で除して得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)

(3) 月額で定める給料相当報酬を支給する職員 当該職員に係る第3条第2項第3号に定める額及び第4条第2項第3号に定める額の合計額に12を乗じ、その額を第9条第2項に規定する1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)

第13条 条例第5条第2項の規定により報酬を減額する場合における減額すべき報酬額は、その減額すべき事実のあった月の初日から末日までの期間(以下この条において「報酬期間」という。)の分の給料相当報酬に対応する額及び地域手当相当報酬に対応する額を、それぞれの次の報酬期間以降の給料相当報酬及び地域手当相当報酬から差し引くものとする。ただし、退職、

休職等の場合において減額すべき報酬額が、給料相当報酬及び地域手当相当報酬から差し引くことができないときは、条例に基づくその他の未支給の報酬から差し引くものとする。

2 条例第5条第2項に規定する報酬の減額の基礎となる時間数は、その報酬期間の全時間数により計算するものとし、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

(費用弁償)

第14条 条例第7条第3項に規定する任命権者が定める者は、次に掲げる職員とする。

(1) 通勤(通勤手当に関する規則(昭和41年北九州市人事委員会規則第13号)第2条第1項に規定する通勤をいう。以下この条並びに次条第2号及び第4号において同じ。)のため交通機関等(交通機関(同条第3項に規定する交通機関をいう。)又は有料道路(同項に規定する有料の道路をいう。))をいう。以下この条及び次条第4号において同じ。)を利用してその運賃又は料金(以下この条及び次条第2号において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車等(通勤手当に関する規則第9条に規定する交通の用具をいう。以下この条並びに次条第3号及び第4号において同じ。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるものを除く。)

第15条 条例第7条第4項の任命権者が定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1週間当たりの勤務日数が5日以上(月の初日からその月の末日まで引き続いて任用される者に限る。) 給与条例第15条の規定の

適用を受ける職員の例による額（ただし、当該例による場合における同条第5項に規定する支給単位期間は、1箇月とする。）

(2) 前号に掲げる職員以外の職員で前条第1号に掲げるもの月の初日からその月の末日までの勤務した日の日数に当該勤務1日の通勤に要する運賃等の額を乗じて得た額（その額が通勤手当に関する規則第6条から第8条までの規定の例により算出した額（当該例による場合における同条第1項第1号に規定する支給単位期間は、1箇月とする。以下この条において「運賃等相当額」という。）を超える場合は当該運賃等相当額とし、当該運賃等相当額が5万5,000円を超えるときは5万5,000円とする。）

(3) 第1号に掲げる職員以外の職員で前条第2号に掲げるもの月の初日からその月の末日までの勤務した日の日数に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額を乗じて得た額

ア 自動車等の使用距離（以下この条において「使用距離」という。）が

片道5キロメートル未満である職員 100円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 340円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 480円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 620円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 760円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 890円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 1,030円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 1,170円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 1,250円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 1,340円

シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 1, 420 円

ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 1, 510 円

(4) 第 1 号に掲げる職員以外の職員で前条第 3 号に掲げるもの 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前条第 3 号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道 1 キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道 1 キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 前 2 号に定める額（運賃等相当額及び月の初日からその月の末日までの勤務 1 日につき前号に定める額を乗じて得た額の合計額が 5 万 5, 000 円を超えるときは、5 万 5, 000 円）

イ 前条第 3 号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が前号に定める額以上である職員（アに掲げる職員を除く。） 第 2 号に定める額

ウ 前条第 3 号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が前号に定める額未満である職員（アに掲げる職員を除く。） 同号に定める額

（期末手当）

第 16 条 条例第 8 条第 1 項の任命権者が定める者とは、基準日（同項の規定によりその例によることとされている第 2 号会計年度任用職員に適用される給与条例第 24 条第 1 項に規定する基準日をいう。）において当該基準日が属する会計年度内の任用期間が 6 箇月以上ある職員であり、かつ、勤務時間規則第 2 条第 1 項又は第 3 項の規定により定められたその職員の 1 週間当たりの勤務時間が 15 時間 30 分以上である者をいう。

2 期末手当基礎額（条例第 8 条第 1 項の規定によりその例によることとされている第 2 号会計年度任用職員に適用される給与条例第 24 条第 3 項に規定する期末手当基礎額をいう。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 時間額で定める給料相当報酬を支給する職員 当該職員に係る第 3 条第 2 項第 1 号に定める額及び第 4 条第 2 項第 1 号に定める額の合計額に勤務時間規則第 2 条第 1 項又は第 3 項の規定により定められたその職員の 1 週間当たりの勤務時間を乗じて得た額に、52 を乗じて得た額を 12 で除して得た額

(2) 日額で定める給料相当報酬を支給する職員 当該職員に係る第 3 条

第2項第2号に定める額及び第4条第2項第2号に定める額の合計額に勤務時間規則第2条第1項又は第3項及び第5条第1項の規定により定められたその職員の1週間当たりの勤務日数を乗じて得た額に、52を乗じて得た額を12で除して得た額

(3) 月額で定める給料相当報酬を支給する職員 当該職員に係る第3条第2項第3号に定める額及び第4条第2項第3号に定める額の合計額
(端数計算)

第17条 この規則の規定（第6条から第9条までの規定を除く。）による報酬、費用弁償又は期末手当の額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって当該報酬、費用弁償又は期末手当の額とする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、別に総務局長が定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

北九州市告示第282号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項の規定に基づき、居宅サービス事業者を指定したので、法第78条第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和元年12月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 1029 44	ニチイケアセンター吉志	北九州市門司区吉志三丁目1番13 ホープ流星201号	株式会社ニチイ学館	令和元年 12月1 日
4070 5056 90	ニチイケアセンター下曾根	北九州市小倉南区田原新町二丁目4番3 陽光ストリートB203号	株式会社ニチイ学館	令和元年 12月1 日
4070 7076 27	ヘルパーステーション みとら	北九州市八幡西区永犬丸四丁目1番27-204号	株式会社みとら	令和元年 12月1 日

2 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 7076 35	木花家	北九州市八幡西区下上津役三丁目6番6号	株式会社ゴトウ	令和元年 12月1 日

北九州市告示第 283 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 75 条第 2 項及び第 115 条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、法第 78 条第 2 号及び第 115 条の 10 第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

令和元年 12 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 4024 50	ヘルパーステーション楽々	北九州市小倉南区志井六丁目 2 番 5 号	株式会社楽々サービス	令和元年 11月3 0日

2 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 3002 82	株式会社東京ダイヨー器械店	北九州市戸畑区中原東三丁目 4 番 21 号	株式会社東京ダイヨー器械店	令和元年 11月3 0日

3 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 3002 82	株式会社東京ダイヨー器械店	北九州市戸畑区中原東三丁目 4 番 21 号	株式会社東京ダイヨー器械店	令和元年 11月3 0日

北九州市公告第529号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和元年12月17日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市若松区大字大鳥居128番1	北九州市八幡西区本城学研台三丁目11番1号 堺 太二郎